

青梅市条例第 3 0 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

青梅市長 大勢待 利 明

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 青梅市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成27年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（青梅市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 青梅市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。